

宮崎市民プラザにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

【 ギャラリー・会議室・学習室・和室・練習室 利用者用 】

令和2年12月1日改定

基本的な感染防止策

- マスクの原則常時着用
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- 相互の社会的距離の確保
- 換気の励行
- 厚生労働省の接触確認アプリCOCOAや宮崎市コロナ通知システムの活用
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合の自宅待機措置
 - ①咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ②PCR検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ③過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴や当該在住者との濃厚接触がある場合等

事前調整における感染防止策

- 出席者・参加者等が多数になることが見込まれる場合は、各都道府県において示された対応指針等に基づいて、使用の可否及び使用する際の必要となる感染予防策について対応を検討してください。
- 配慮が求められる出席者・参加者等、障害者や高齢者等については事前に対応策を検討してください。また、高齢者や持病のある方が多数出席・参加すると見込まれる場合は、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討してください。
- 出席者・参加者等から体調不良が訴えられた際の対応について、事前に検討を行い、対応する際のフェイスシールドや手袋等の備品を準備してください。

会場内等における感染防止策

- 会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置してください。また、不足が生じないよう定期的な点検を行ってください。
- 貸館時間内においては、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行ってください。
- 会場内ではマスク着用を必須とし、未着用出席者・参加者等に対しては配布・販売等や、個別に注意等を行うことで着用を徹底してください。
※アレルギー等の特段の事情によりマスクの着用が困難な場合、フェイスシールドの使用や、座席を1席空ける等の対応で代替してください。また、一時的にマスクを外して水分補給を行うことは差しつかえありません。

出席者・参加者等に関する感染防止策

- 検温の要請とともに、出席・参加等を控えてもらうケースを事前に十分周知してください。
- 参加者・出席者等の自己検温だけでなく、申請者・主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じてください。

感染拡大への防止策

- 申請者・主催者は、関係者や出席者・参加者等について、可能な範囲で氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間（概ね1ヶ月間）保持するように努めてください。また、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知してください。なお個人情報の保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講じ、期間経過後は適切に廃棄してください。
- 発生した感染者等（含む同居者等）の情報は要配慮個人情報となるため、その取り扱いに十分注意してください。
- 感染が疑われる者がいた場合は、速やかに市民プラザへ連絡し、対応を協議してください。

収容定員について【目安】

ギャラリー	全面	120人	定員240人の50%	学習室	14人	定員29人の50%
	半面	60人	定員120人の50%	和室	20人	定員40人の50%
大会議室		50人	定員100人の50%	練習室①	40人	定員80人の50% ※練習や稽古等でマスク着用が困難な場合、3密を避けてください。
中会議室		21人	定員42人の50%	練習室②	10人	定員20人の50% ※練習や稽古等でマスク着用が困難な場合、3密を避けてください。
小会議室①		12人	定員24人の50%			
小会議室②		12人	定員24人の50%			

本ガイドラインは、感染拡大防止と経済再生の両立を図ることが求められる中、政府及び専門家の助言を踏まえて、全国公立文化施設協会が策定し、市民プラザにおけるガイドラインとして定めたものです。そのため、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更等により、必要に応じて適宜改訂を行うものとなります。